

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 4 月 24 日（火）第2797号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○歳入の徴収事務の委託	（生活・文化課取扱い）	1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	2
○種畜証明書の有効期間の延長	（畜産課取扱い）	3
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い）	3
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	4
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い）	4
○基本測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	4
○公共測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	5
○歳入の収納事務の委託	（建築課取扱い）	5
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（南薩地域振興局取扱い）	5
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）	（北薩地域振興局取扱い）	5
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（北薩地域振興局取扱い）	6
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（3件）	（大島支庁取扱い）	7
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）	（大島支庁取扱い）	7
公 告		
○平成24年度狩猟免許試験公告	（自然保護課取扱い）	8
○平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告	（自然保護課取扱い）	10
○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告	（建築課取扱い）	13
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い）	13

## 告 示

## 鹿児島県告示第564号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 歳入の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館れいの設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

## 2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号  
株式会社芙蓉商事

### 3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 鹿児島県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 1 保安林予定森林の所在場所

指宿市新西方字山角前397番1, 409番3, 西方字山角向7969番2（次の図に示す部分に限る。）、南九州市穎娃町牧之内字上原前6300番14, 字後伊瀬知6404番4, 6407番1

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスみどりのお家せんだい	薩摩川内市宮内町3886番1号	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成24年4月1日	通所介護
風の舞デイサービスセンター	鹿屋市野里町2486番地	一般社団法人波之上会	鹿屋市野里町2486番地	波江野 満	平成24年4月1日	通所介護
さくらリハデイサービス	薩摩川内市宮崎町1885-6	株式会社ジアドナ	薩摩川内市高江町2133番地1	東 浩昭	平成24年4月1日	通所介護
デイサービス島間	熊毛郡南種子町島間2123番地	株式会社夢福	熊毛郡南種子町島間5759番地	島元 敬志	平成24年4月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスみどりのお家せんだい	薩摩川内市宮内町3886番1号	社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	行岡 良治	平成24年4月1日	介護予防通所介護
風の舞デイサービスセンター	鹿屋市野里町2486番地	一般社団法人波之上会	鹿屋市野里町2486番地	波江野 満	平成24年4月1日	介護予防通所介護
さくらリハビリサービス	薩摩川内市宮崎町1885-6	株式会社ジアドナ	薩摩川内市高江町2133番地1	東 浩昭	平成24年4月1日	介護予防通所介護
デイサービス島間	熊毛郡南種子町島間2123番地	株式会社夢福	熊毛郡南種子町島間5759番地	島元 敬志	平成24年4月1日	介護予防通所介護
特別養護老人ホーム竜天園（ユニット型）	熊毛郡屋久島町船行1068番地3	社会福祉法人淳成会	熊毛郡屋久島町船行1068番地3	仲 淳一郎	平成24年4月1日	介護予防短期入所生活介護

## 鹿児島県告示第568号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく平成24年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大崎町立小野土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事 柏木 一美 曾於郡大崎町野方1929番地2  
 理事 外園 繁 曾於郡大崎町野方751番地  
 理事 村永 鹿男 曾於郡大崎町野方3637番地  
 理事 野村 繁 曾於郡大崎町持留683番地  
 理事 折尾 信隆 曾於郡大崎町野方1817番地  
 理事 徳富 和己 曾於郡大崎町野方2965番地35  
 理事 外園 守男 曾於郡大崎町野方751番地  
 理事 岡元 貢 曾於郡大崎町野方132番地3  
 監事 折尾 清人 曾於郡大崎町野方6108番地13  
 監事 岩重 義弘 曾於郡大崎町野方744番地  
 監事 山本 健一 曾於郡大崎町持留676番地  
 （任期 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで）

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 村野 秀義 曾於郡大崎町野方1781番地  
 理事 柏木 一美 曾於郡大崎町野方1929番地2  
 理事 外園 繁 曾於郡大崎町野方751番地  
 理事 村永 鹿男 曾於郡大崎町野方3637番地  
 理事 奥 寿夫 曾於郡大崎町野方14番地2  
 理事 折尾 信隆 曾於郡大崎町野方1817番地

理事 折尾 順一 曾於郡大崎町野方1809番地  
理事 野村 繁 曾於郡大崎町持留683番地  
監事 二見 安重 曾於郡大崎町持留621番地  
監事 徳富 和己 曾於郡大崎町野方2965番地35  
監事 山下 陸男 曾於郡大崎町野方707番地4

**鹿児島県告示第570号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第一吾平地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年4月25日から同年5月25日まで
- 3 縦覧場所  
鹿屋市吾平総合支所産業建設課

**鹿児島県告示第571号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第二畦布地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年4月25日から同年5月25日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第572号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成23年5月31日鹿児島県告示第595号で告示した基本測量の実施は，平成24年3月30日終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第573号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成23年4月26日鹿児島県告示第498号で告示した基本測量の実施は，平成24年3月16日終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成23年10月7日鹿児島県告示第983号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月29日終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成23年10月7日鹿児島県告示第984号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月29日終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第576号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 歳入の種類

県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したものの

## 2 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目16番20号

ニッテレ債権回収株式会社

## 3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 南薩地域振興局告示第18号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月24日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 みさかえ学園	南さつま市金峰 町高橋3075番39	社会福祉法人み さかえ学園	南さつま市金峰 町高橋3075番39	堂園 文子	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入 所支援

## 北薩地域振興局告示第24号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

北薩地域振興局長 前田哲志

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内自興園	薩摩川内市百次 町1110番地	社会福祉法人鹿 児島県社会福祉	鹿児島市鴨池新 町1番7号	白尾 國豊	平成24年 4月1日	短期入所

		事業団				
--	--	-----	--	--	--	--

## 北薩地域振興局告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内ひまわりホーム	薩摩川内市百次町1092-3	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	白尾 國豊	平成24年4月1日	共同生活介護

## 北薩地域振興局告示第26号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内自興園	薩摩川内市百次町1110番地	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	白尾 國豊	平成24年4月1日	就労継続支援B型

## 北薩地域振興局告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内ひまわりホーム	薩摩川内市百次町1092-3	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	白尾 國豊	平成24年4月1日	共同生活援助

## 北薩地域振興局告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年4月24日

北薩地域振興局長 前田哲志

指定障害者支援施設		設置者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内自興園	薩摩川内市百次町1110番地	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	白尾 國豊	平成24年4月1日	生活介護・施設入所支援・自立訓練

						(生活訓練)・就労移行支援
--	--	--	--	--	--	---------------

## 大島支庁告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
知的障害者授産施設滝の園	大島郡宇検村須古字阿京757番地	社会福祉法人恵友会	大島郡宇検村須古字阿京757番地	大友 良治	平成24年3月31日	短期入所

## 大島支庁告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
身体障害者療護施設星の園	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成24年3月31日	短期入所

## 大島支庁告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はまゆり学園	大島郡喜界町赤連38番地	社会福祉法人緑喜会	大島郡喜界町赤連38番地	中山 続	平成24年3月31日	短期入所

## 大島支庁告示第12号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所滝の園	大島郡宇検村須古字阿京757番地	社会福祉法人恵友会	大島郡宇検村須古字阿京757番地	大友 良治	平成24年4月1日	短期入所

## 大島支庁告示第13号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所 星の園	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成24年 4月1日	短期入所

## 大島支庁告示第14号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所 はまゆり学園	大島郡喜界町赤連38番地	社会福祉法人緑喜会	大島郡喜界町赤連38番地	中山 統	平成24年 4月1日	短期入所

## 大島支庁告示第15号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月24日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム 南風	大島郡宇検村須古1番地1	社会福祉法人恵友会	大島郡宇検村須古字阿京757番地	大友 良治	平成24年 4月1日	共同生活 介護

## 公 告

### 平成24年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 試験の場所、期日及び開始時刻

##### (1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成24年7月29日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		



鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿児島県大隅地域振興局本庁舎（鹿屋市打馬二丁目16番6号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

## (2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成24年9月2日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

## 2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 3 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書

（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

- (2) 提出書類等の提出先  
申請者の住所を管轄する地域振興局又は支庁  
なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- (3) 提出書類等の提出期間  
ア 第1回試験を受けようとする者  
平成24年6月4日(月)から同年7月6日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 第2回試験を受けようとする者  
平成24年7月9日(月)から同年8月10日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 免許申請書の用紙の交付  
免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。  
なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 5 その他
  - (1) 免許申請書を受領し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。  
なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。
  - (2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。  
なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前(その日が休日のときは、その前日)までになされた場合に限り受け付ける。
  - (3) 第1回試験又は第2回試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。
  - (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。
  - (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課(電話099-286-2111内線2616)、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会(電話099-222-9449)、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

平成24年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。  
平成24年4月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター(鹿児島市山下町14番50号)	平成24年7月10日(火) 及び同月16日(月)	午前9時
鹿児島市民体育館(鹿児島市坂之上一丁目21番1号)	平成24年7月20日(金) 及び同年8月11日(土)	
市来地域公民館(いちき串木野市湊町一丁目102番地)	平成24年8月21日(火)	
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎(日置市伊集院町下谷口1960番地1)	平成24年8月25日(土)	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎(南さつま市加世)	平成24年7月1日(日)	

田東本町8番地13)	及び同月8日（日）
南さつま市民会館（南さつま市加世田川畑2627番地1）	平成24年7月4日（水）
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成24年8月5日（日）
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成24年7月6日（金）
薩摩川内市樋脇保健センター（薩摩川内市樋脇町市比野2926番地2）	平成24年7月10日（火） 及び同月18日（水）
さつま町宮之城ひまわり館（薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1）	平成24年7月13日（金） 及び同月24日（火）
阿久根市民会館（阿久根市塩鶴町二丁目2番地）	平成24年7月22日（日）
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	平成24年8月5日（日）
霧島市民会館（霧島市国分中央三丁目8番1号）	平成24年7月3日（火）
霧島市牧園農村活性化センター（霧島市牧園町宿窪田813番地11）	平成24年7月6日（金）
霧島市溝辺公民館グリーン文化ホールみそめ館（霧島市溝辺町麓3391番地）	平成24年7月10日（火）
始良市文化会館加音ホール（始良市加治木町木田5348番地185）	平成24年7月13日（金）
伊佐市大口ふれあいセンター（伊佐市大口里2845番地2）	平成24年7月20日（金） 及び同年8月5日（日）
いきいきセンターくりの郷（始良郡湧水町米永411番地1）	平成24年7月24日（火）
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成24年7月3日（火） 及び同月22日（日）
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）	平成24年7月5日（木） 及び同年8月26日（日）
鹿屋市串良公民館（鹿屋市串良町岡崎2088番地）	平成24年7月10日（火）
末吉総合センター（曾於市末吉町諏訪方8127番地）	平成24年7月12日（木）
垂水市市民館（垂水市旭町61番地2）	平成24年7月18日（水）
志布志市農村環境改善センター（志布志市有明町野井倉1756番地）	平成24年7月25日（水）
肝付町文化センター（肝属郡肝付町前田1020番地）	平成24年8月1日（水）
鹿屋市コミュニティセンター吾平町振興会館（鹿屋市吾平町麓3408番地1）	平成24年8月7日（火）
大崎町中央公民館（曾於郡大崎町仮宿1029番地）	平成24年8月9日（木）
錦江町中央公民館（肝属郡錦江町城元918番地）	平成24年8月21日（火）
南大隅町中央公民館（肝属郡南大隅町根占川北226番地）	平成24年8月23日（木）
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成24年7月6日（金）
中種子町中央公民館（熊毛郡中種子町野間5186番地）	平成24年7月12日（木）
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成24年7月17日（火）
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成24年7月8日（日）
瀬戸内町中央公民館（大島郡瀬戸内町古仁屋字船津33番地）	平成24年7月9日（月）
龍郷町中央公民館（大島郡龍郷町瀬留字浜田原	平成24年7月10日（火）

973番地)		
喜界町役場（大島郡喜界町大字湾1476番地）	平成24年7月13日（金）	
知名町中央公民館（大島郡知名町知名411番地）	平成24年7月18日（水）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成24年7月19日（木）	

## (2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成24年9月9日（日）	午前9時

## 2 対象者等

鹿児島県内に住所を有し、平成24年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

なお、更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

## 3 適性試験及び講習を受けるための手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ (ア)から(ウ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(エ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(エ)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（2,800円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受領した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

## (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

## (3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成24年5月14日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が休日のときは、その前日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成24年7月30日（月）から同年8月24日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受領し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成24年 4 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

県営住宅（大島郡与論町内分）

2 公の施設の所在地

大島郡与論町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退居に関する業務

(2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の申請に関する業務

(3) 県営住宅、共同施設及び管理対象施設等（以下「県営住宅等」という。）の維持修繕及び環境整備に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成24年 9 月 14 日から平成29年 3 月 31 日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 4 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	C R A上へまいりまーす4 S R 4 V	株式会社エース電研	2P0218
ぱちんこ遊技機	C R上へまいりまーす4 E L V	株式会社エース電研	2P0221
ぱちんこ遊技機	C R新宇宙年代記ゼロデザイズハ ヤッ	株式会社高尾	2P0223
回胴式遊技機	それいけ！こすみっくヒーローズ E	株式会社オーイズミ	2S0164
回胴式遊技機	元祖ハネスロ再びB	株式会社オーイズミ	2S0176
回胴式遊技機	鉄のラインバレルC	株式会社スパイキー	2S0175
回胴式遊技機	バジリスクⅡ-NH	株式会社メーシー販売	2S0260